

Green Finance State of the Market - 2021

December 2022

グリーンボンドの発行累積総額

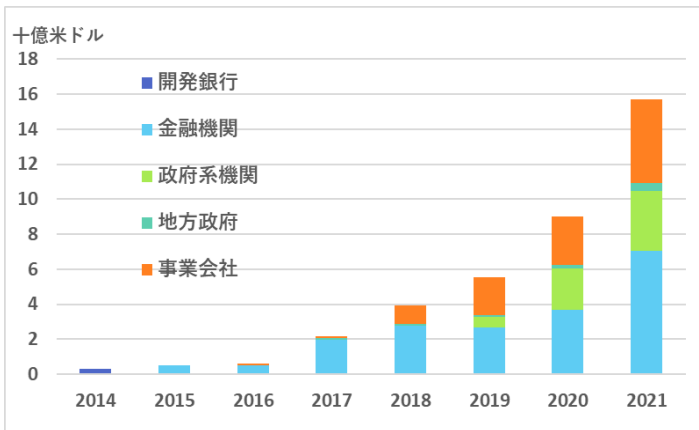
373.3億米ドル（4.39兆円）、グローバル国別ランキングで11位

2021年のグリーンボンド発行額

114億米ドル（1.27兆円）、2021年国別ランキングで5位

サステナビリティ・リンク・ボンドは引き続き発行額の増加が期待される。

2021年もグリーンボンド発行額は堅調に増加

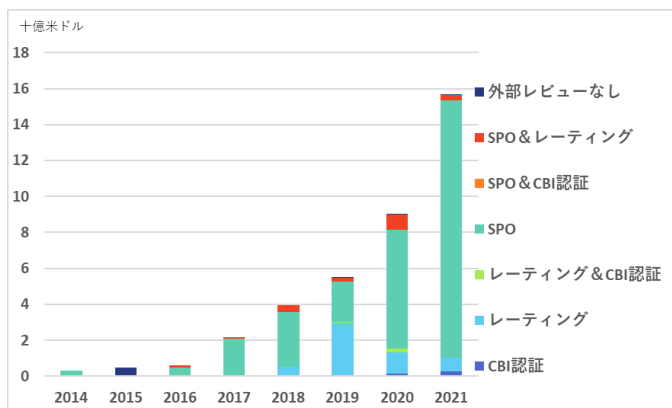


図表 1：日本のグリーンボンド市場

日本のグリーンボンド市場は、新型コロナウイルスの流行にもかかわらず、継続して拡大している。2021年のグリーンボンドの成長をリードしているのは金融機関で、発行額の45%（71億米ドル）のシェアを占めている。事業会社および政府系機関がそれに続き、それぞれ2021年の発行額の30%（48億米ドル）、22%（34億米ドル）を占める。

2021年に最も発行額が大きかったのは、NTTファイナンス（3.5億米ドル）の発行である。その次に発行額が大きかったのは、地方公共団体金融機関の発行額（2.8億米ドル）である。

発行額の86%相当が外部レビューを取得

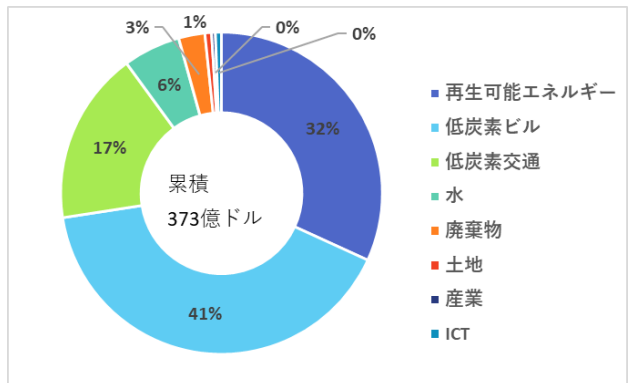


図表 3：日本のグリーンボンドの外部レビューの内訳

*CBI データを基に発行体等の HP で適宜データを修正。

日本のグリーンボンド市場における外部レビューの取得率は非常に高い。2021年には発行額の0.2%（0.36億米ドル）が外部レビューを取得していないが、発行されたグリーンボンドの大部分は外部レビューを取得している。また、外部レビューを取得している場合の多くが、SPOを取得している。

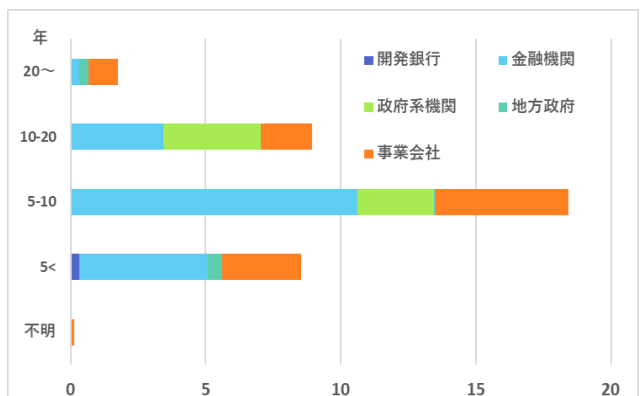
ビルディングが最大の資金使途



図表 2：日本のグリーンボンドの資金使途 (累積額ベース)

累積発行額（2014-21年）では低炭素ビルディングへの資金使途充当額が41%を占め最大で、2番目がエネルギーで32%を占めている。ビルディングの資金使途が最も大きい発行体は住宅金融支援機構（52.9億米ドル）で、NTTファイナンス（21.0億米ドル）がそれに続く。エネルギーへの資金使途充当額が最も大きかった発行体は、三菱UFJ銀行（21.0億米ドル）である。エネルギーを資金使途にしている上位10発行体のうち6発行体が金融機関だが、事業会社である三菱重工業（3.8億米ドル）、ルネサスエレクトロニクス（3.3億米ドル）、東京電力HD（2.7億米ドル）といった事業会社も含まれる。

多くの発行体は償還期間を10年未満に設定



図表 4：日本のグリーンボンドの償還期間

全体的に、日本の発行体は比較的短い償還期間を選択している。累積発行額の49%が5年以上10年未満の間の償還期間となっている。償還期間が20年より長い満期の債券は、累積発行額の5%にとどまる。10年以上の償還期間を占める発行の割合については、政府系機関は56%、地方政府は38%である一方、金融機関は20%、事業会社は27%となっている。

発行数の 75%が 1 億米ドル以下の発行額

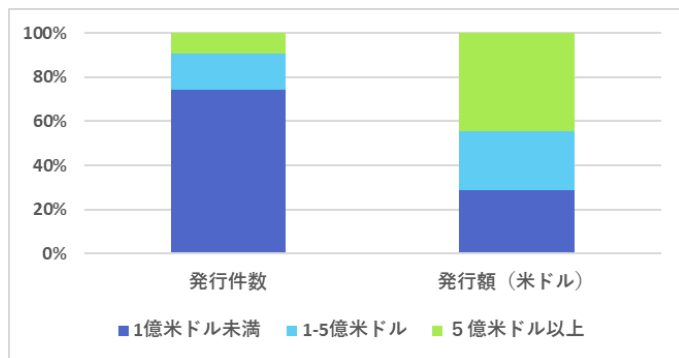


図 5: 発行数と額

累積発行額では小規模発行が件数としては最も多く 212 件(106 億米ドル)が「1 億米ドル未満」の範囲に収まっている。

「1-5 億米ドル」(1 億米ドル以上 5 億米ドル未満)の発行は、46 件 (109 億ドル) を占めている。

ベンチマークサイズ (5 億米ドル以上) の発行は 27 件 (167.0 億ドル) ある。27 件のうち 20 件は、NTT ファイナンス、トヨタファイナンスサービス、農林中金、三井住友銀行、三菱 UFG 銀行、みずほフィナンシャルグループ、といった金融機関が発行したものである。事業会社でこの規模のグリーンボンドを発行したのは、モーターの開発・製造・販売を行う日本電産 (1 件)、丸紅 (1 件)、ルネサスエレクトロニクス (2 件) のみである。27 件のうち 3 件が、政府系機関 (地方公共団体金融機構 (2 件) 住宅金融支援機構 (1 件)) による発行である。

発行額の 57%が円建て

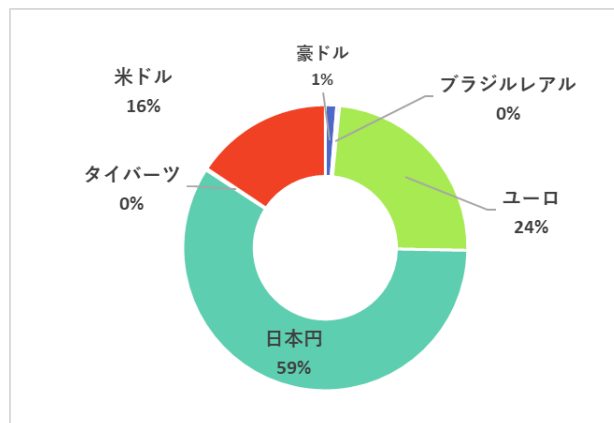


図 6: 日本のグリーンボンド発行の通貨

円建て発行が累積発行額の 58% (255 件) を占めている。

ユーロ建て発行 15 件のうち 10 件が金融機関による発行である。事業会社では唯一、日本電産がユーロ建ての債券を発行している。米ドル建ての発行も金融機関によるものが多く、14 件中 10 件が金融機関による発行。事業会社では、丸紅、中日本高速道路が米ドル建て債券を発行している。

その他の通貨としては、Toyota Motor Thailand と Banco Toyota do Brasil がタイバーツとブラジルリアル建てボンドをそれぞれ 1 件ずつ発行している。

日本の再エネセクターの発行後インパクトレポートリーディング分析結果ⁱⁱ

(公財) 地球環境戦略機関 (IGES) はポリシーレポート「インパクトレポートの現状・課題・提言 -日本のグリーンボンドの再エネセクターを事例に-」を発行した。同レポートでは、インパクトの報告方法 (インパクトレポートリーディング) について論じている。分析の対象としたグリーンボンドは、2017 年 1 月から 2019 年 6 月までの 2 年半の間に発行されたもので、資金使途に再生可能エネルギーが含まれる。その結果、31 の発行体が発行する合計 45 のグリーンボンドの発行総額 7337 億円が分析対象となった。分析にあたっては、環境省 (MOE) が定めた「グリーンボンドガイドライン 2017 (2017 ガイドライン)」と国際資本市場協会 (ICMA) が策定した「グリーンボンド原則 (GBP)」を参照した。また、2021 年 6 月に公表された GBP の改訂版や 2020 年に環境省が公表したガイドラインの改訂版も考慮した。分析結果として、例えば 2017 年および 2020 年の環境省のガイドラインや ICMA では、例示あるいはコア指標が示されているものの、それらに含まれていない指標のみに基づいてもインパクトを報告しているケースもあった (表)。

表: 再エネセクターのグリーンボンドのインパクト指標

インパクト指標	グリーンボンド数
発電容量	8
発電量	20
CO2排出削減量	25
*100米ドル当たりのCO2排出削減量	5
*再エネ使用量	6

注: “*”が、ICMA や環境省ガイドラインで示されていない指標

分析に基づき、8 つの分野で提言を示した。以下はその一部である。

- レポートリーディングの開示: GBP は公募債と私募債を区別していないことから、私募債に関する特段の規定は見られないため、必要に応じて可能な範囲で、私募債に関する開示が国際的にも推進されることが望ましい。グリーンボンドのインパクトレポートリーディングの開示については、より一層、「容易に入手可能な形」での開示するプラクティスが推進されるべきである。
- レポートリーディングにおけるインパクトの記載: GBP や MOE ガイドラインでも詳細情報は可能な限りの開示となっている。その範囲内ではあるが、開示が可能な場合には発行体がまずはその詳細情報を開示し、その上で外部レビュー機関がそれを確認し、発行体の開示情報の客観性が担保されるプラクティスが促進されるべきではないか。
- インパクトの記載: GBP や環境省のガイドラインでも詳細情報は可能な限りの開示となっており、その範囲内ではあるが、開示が可能な場合にはそもそも発行体がその詳細情報を開示し、その上で外部レビュー機関がそれを確認し、発行体の開示情報の客観性が担保されるプラクティスが促進されるべきではないか。
- インパクト指標の単位: データの集計および競争上の情報開示の制限を考慮しつつも、少なくともボンド単位では、それぞれの指標について開示することを義務とする (例: 商用運転を開始した再エネの場合には最低限ボンド毎のレポートリーディングについては、発電量の記載を義務とする) ことを検討してもいいのではないか。

グリーンボンドと称していないが気候整合性のある

(climate-aligned) 債券ⁱⁱⁱ

グリーンボンドと称してはしないものの気候整合性がある債券とは、発行体によって「グリーン」と明示的に称されていないが、資産や活動が気候に関連している債券を指す。ここでは気候整合性のある債券を以下のように定義する：

- ・ 気候整合性のある事業からの収入が 95%以上であり、完全に気候整合性のある (fully-aligned issuers) 発行体による債券
- ・ 気候整合性のある事業からの収入が 75~95%であり、大いに気候整合性のある (strongly-aligned) 発行体による債券

グリーンボンドと称する債券のように明白ではないグリーン資産への資本の流れを明らかにすると同時に、グリーンボンド市場の拡大の可能性を探るためにも、これらの債券の特定は重要である。Climate Bonds Initiative (CBI) は、再生可能エネルギー、交通、ビルディング、水資源管理、廃棄物管理、土地利用&農業、気候適応、ICT (情報通信技術) の 8 つの気候テーマを設定している。グリーンボンドと称していないが気候整合性のある債券が 115 件特定され、その発行残高の合計 131 億米ドルに上る。この額は、2020 年とおおむね同じである (114 債券、113 億ドル)

交通セクターが引き続き最大

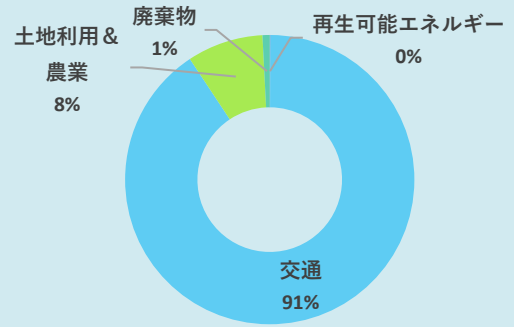


図 7：グリーンボンドと称していないが気候整合性のある債券のセクター別内訳

交通セクターが最も多く、それは 3 事業会社 (JR 東海 (74 億米ドル)、東京メトロ (37 億米ドル)、関西高速鉄道 (4.6 億米ドル)) によって発行されている。このうち、東京メトロ (2021 年) と JR 東海 (2022 年) は、環境性能の良い電車や新幹線等の資金調達のために、それぞれサステナビリティボンドとグリーンボンドを初めて発行している^{iv}。土地・農業セクターについては、王子ホールディングス (10 回発行、合計 11 億米ドル) が唯一の発行体である。

ラベルのある債券発行の拡大

2021 年、日本は世界 4 番目の債券市場規模を占める国である^{vi}。

一方、日本のソーシャル及びサステナブル・テーマ債の市場は、発行額ベースで 2.1%にとどまり (2021 年 12 月 31 日時点)、世界的には第 11 位の規模となっている^{vii}。

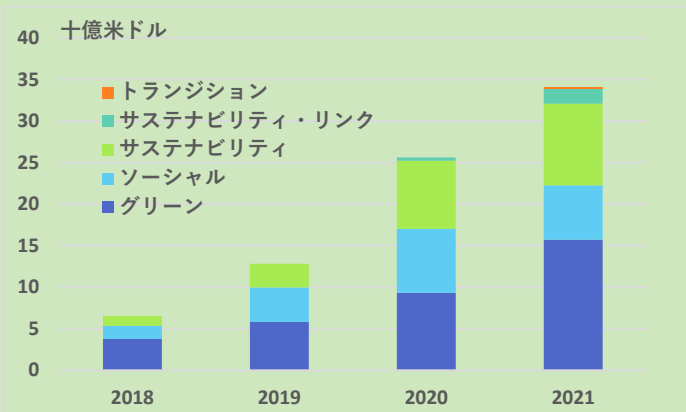


図 8：日本のテーマ債市場の規模

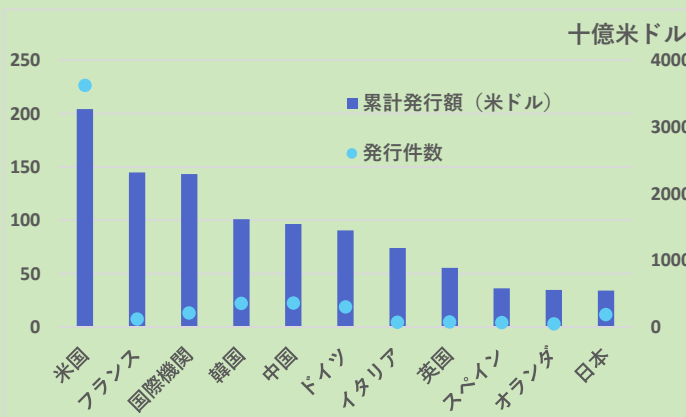


図 9：国別のテーマ債市場の規模 (2021 年)

サステナビリティのラベルを持つ商品が出てきたことにより、資金調達の対象がより幅広い環境・社会的分野に拡大した。2020 年 10 月、不動産・建設業のヒューリックは、日本初のサステナビリティ・リンク・ボンド (SLB) を発行した。10 年を償還期間とする 100 億円 (9500 万米ドル) の発行は、ICMA が公表した SLB 原則に沿った日本初の公募 SLB となった。その後、日本の SLB 市場は急速に拡大し、11 件、12.1 億米ドルが発行されている (2021 年末時点)^{viii}。

日本はトランジション市場の基盤を整え、同市場をリードしている。日本の金融庁、経済産業省、環境省は、ICMA の「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」に基づき、いち早く、2021 年 5 月に「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を公表した^{ix}。そして、その基本指針の公表から 2 カ月後、海運・物流会社の日本郵船が、2 回の発行で 200 億円 (1 億 9000 万米ドル) に及ぶ日本初のトランジションボンドを発行した。日本政府はこれらの発行をトランジション・ファイナンスのモデルケースとして選定した。

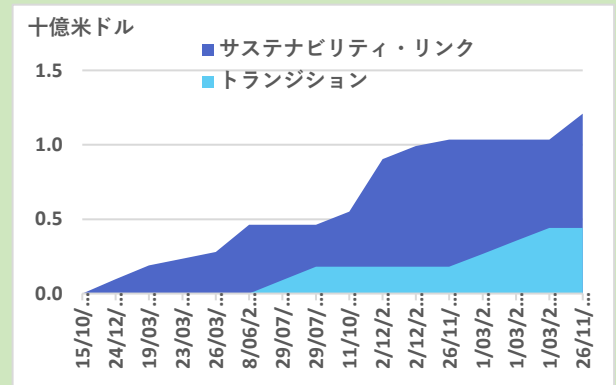


図 10：日本におけるサステナビリティ・リンク・ボンド (SLBs) とトランジションボンドの成長

日本のグリーンファイナンス関連政策^x

2020年12月、サステナブルファイナンスの推進等を目的として金融庁の下に設置された「サステナブルファイナンス有識者会議」は、2021年6月、「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」を、翌年2022年7月には取り組み状況の進捗や新たな課題などを示した「サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書」を発表した^{xix}。同報告書の提言を踏まえて金融庁は、2022年8月「2022年事務年度の金融行政方針」を発表し、政策実施の方向性を明らかにした^{xii}。金融行政方針の中で金融庁は、企業のサステナビリティ開示の充実やサステナブルファイナンスに関わる様々な市場機能の発揮、金融機関の機能発揮等に取り組むことを示した。

サステナビリティ関連の情報開示

2021年6月、コーポレートガバナンス・コードが改訂された^{xiv}。改訂に基づき、企業はサステナビリティについて基本的な方針を策定し自社の取組みを開示すること、また東京証券取引所の再編後のプライム市場上場企業については、TCFD またはそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量の充実が求められた（2022年度より適用）。金融庁は、2021年9月、企業情報の開示に関するあり方について幅広く検討することを目的として、金融審議会の下に設置された「ディスクロージャーワーキング・グループ」での検討を開始した^{xv}。同ワーキンググループは、IFRS 財団による国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）における検討等、サステナビリティ情報開示に関するグローバルな基準設定主体の動向をモニタリング、勘案しながら、日本が目指すサステナビリティ情報開示のあり方について検討を行い、2022年6月、「「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」－中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて－」を公表した^{xvi}。同報告書では、サステナビリティに関する企業の取組みの開示等について日本の対応に関する提言や今後の課題等が示されている。

情報プラットフォームの構築

ESG債等に関する情報プラットフォーム構築等の環境整備を提言した金融庁の「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」を踏まえ、日本取引所グループ（JPX）は、2021年10月、同情報プラットフォームの設置、認証枠組み等の実務的な検討するため、「サステナブルファイナンス環境整備検討会」を設置した^{xvii}。同ワーキンググループは、2022年1月には中間報告書を発表、2022年中頃を目途に ESG債に関する情報プラットフォームの立ち上げを目指すこと、適格性認証については国際的な議論な動向を見ながら検討を継続する等の方針を示した^{xviii}。なお、2022年7月には、中間報告を踏まえ、ESG債情報プラットフォームが立ち上がっている^{xix}。

トランジション・ファイナンス

金融庁、経済産業省、環境省によって2021年1月に設置された「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」

は、2021年5月、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を発表した^{xx}。

経産省は、同ハンドブックを補完し、トランジションレベルの利用検討の際に参照できるトランジション・ロードマップの策定を目的として、2021年8月、「クライメート・トランジション・ファイナンスのためのロードマップ策定に向けた検討会」を設置した^{xxi}。鉄鋼、化学、電力、ガス、石油、セメント、紙・パルプ分野のロードマップが策定された^{xxii}。加えて、トランジション・ファイナンスを普及させるため、基本指針に整合し、モデル性を有するファイナンス事例について、第三者評価費用を補助する事業を実施し、2021年度は約3000億円（調達予定金額含む）の支援を実現した。また、経産省は、トランジション・ファイナンスを通して優遇利子率を提供する金融機関を対象とした利子補給制度である「カーボンニュートラル実現に向けたトランジション推進のための金融支援制度」も併せて設置した。トランジション計画が適切か否かは指定外部評価機関が評価することになる。2022年8月末時点で指定金融機関となっているのは、11行である。同事業は2024年度まで実施の見通しとなっている。

こうした支援施策に加え、経産省は、2021年5月、日本ASEAN ビジネス・ウィークにて「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI）」を発表した^{xxiii}。AETIでは、ASEAN諸国に対するトランジション・ロードマップ策定支援、アジア版トランジション・ファイナンスの考え方の提示や普及が提示された。

グリーンファイナンスやサステナブルファイナンス促進のためのガイダンス

ESG金融ハイレベルパネルの下に設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンス・タスクフォースならびにESG地域金融タスクフォースの検討の成果として、環境省は、2021年3月、「グリーンから始めるインパクト評価ガイド」^{xxiv}ならびに「持続可能な社会の形成に向けたESG地域金融の普及展開のための共通ビジョン」^{xxv}を発行した。また、ESG金融促進事業の一環として「ESG地域金融実践ガイド2.0」^{xxvi}を取りまとめた。

インパクトファイナンスに関連して、金融庁は、GSG（The Global Steering Group for Impact Investment）国内諮問委員会と共催している「インパクト投資に関する勉強会」を継続して実施している。2021年9月に実施された第7回勉強会では、これまでの検討（第一フェーズ）を振り返り、今後の活動（第二フェーズ）における課題を整理した文書を取りまとめた^{xxvii}。

また、金融庁は、2021年3月、「ソーシャルボンド検討会議」を設置した^{xxviii}。同検討会議は、2021年10月、ソーシャルボンドガイドラインを発表した^{xxix}。ガイドライン策定に続き、同検討会議の下に「ソーシャルプロジェクトのインパクト指標等の検討に関する関係府省庁会議」を同年12月に設置し^{xxx}、2022年7月に多様な社会的課題に対処するソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の具体例を取りまとめた「ソーシャルプロジェクトの社会

的な効果に係る指標等の例」を公表した^{xxxi}。同じく 2022 年 7 月に、金融庁が金融機関と対話を行うにあたっての考え方及び進め方を整理した「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」を発表した^{xxxii}。これらも含めた金融庁全体のサステナブルファイナンスの取組みについては、専用のウェブサイトにて掲載されている^{xxxiii}。

さらに、環境省は、2021 年 12 月、「グリーンファイナンスに関する検討会」を設置した^{xxxiv}。同検討会の議論を踏まえ、2022 年 7 月、環境省は「グリーンボンドガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022 年版」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版」を策定した^{xxxv}。今般の改訂においては、2021 年及び 2022 年夏に改訂された ICMA をはじめとした国際原則に対応したことに加え、グリーンプロジェクトにおける「グリーン性」の判断の観点の明確化、資金使途・KPI・ネガティブな効果の例を整理したリストの提示等を行った。

日本銀行の気候変動に関する取り組み

日本銀行は、気候変動への対応に関して、情報共有や様々な取り組みについての連携を促進し、対応について検討を進めるため、行内の組織横断的な実務者のネットワークで

ある気候連携ハブを設置し^{xxxvi}、2021 年 7 月には「気候変動に関する取り組み方針」^{xxxvii}を公表した。中央銀行の立場から民間における気候変動への対応を支援することは、長期的に見たマクロ経済の安定に資するとの整理のもと^{xxxviii}、日本銀行は 2021 年 9 月に金融機関等が自らの判断に基づき取り組む気候変動対応投融資をバックファイナンスする「気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション」を導入した^{xxxix}。中央銀行としてミクロの資源配分に具体的に関与することをできる限り回避する観点から、バックファイナンスの対象となる投融資については、日本銀行が大まかな類型を示しつつ、具体的な判断は金融機関等に委ねることとしている^{xl}。同時に、貸付対象先選定に当たって、TCFD の推奨内容などを踏まえた一定の開示を要件とすることや、バックファイナンスの対象となる投融資についての判断基準の開示を求めることで、規律づけを図っている^{xl}。これまで、2021 年 12 月、2022 年 7 月の 2 回の資金供給が実施され、現時点で、貸付対象先は 63 先、貸付残高は 3.6 兆円に達している^{xli-xliii-xliii}。2022 年 8 月には、金融庁と共同で実施した、NGFS が公表するシナリオを共通シナリオとした気候変動に係るシナリオ分析の試行的取組（パイロットエクササイズ）の結果を、主な論点・課題と併せて公表した^{xliii}。

- ⁱ 本レポートで使用したデータは、特段の記述がない限り 2022 年 6 月 22 日時点でのデータを基にしている。また、市場状況に関するグラフ及び記述は、2021 年 12 月 31 日までをその対象としている。
- ⁱⁱ 清水規子、森下麻衣子、森尚樹、Rabhi ABDESSALEM (2021) 「インパクトレポーティングの現状 課題と提言 日本のグリーンボンドの再エネセクター事例に」
https://www.iges.or.jp/publication_documents/pub/policyreport/jp/11554/Policy+Report+on+green+bond+report+on+impact+0709+final_rev.pdf (2022 年 2 月 16 日アクセス)
- ⁱⁱⁱ グリーンボンドと称していないが気候整合性のある債券については、2006 年 1 月 1 日から 2022 年 1 月 2 日までのデータが含まれる。
- ^{iv} JR 東海 (2022) 「第一回グリーンボンド」<https://company.jr-central.co.jp/ir/greenbond/bond01/> (2022 年 10 月 18 日アクセス)
- ^v 東京メトロ (2021) 「サステナビリティボンドを発行します」<https://www.tokyometro.jp/news/2021/211201.html> (2022 年 10 月 18 日アクセス)
- ^{vi} SIFMA (2022) “2022 Capital Markets Fact Book”<https://www.sifma.org/wp-content/uploads/2022/07/CM-Fact-Book-2022-SIFMA.pdf> (2022 年 10 月 18 日アクセス)
- ^{vii} CBI (2021) “Climate Bonds database”
- ^{viii} 環境省「サステナビリティ・リンク・ボンド発行データ 発行リスト(国内)」グリーンファイナンスポータル
https://greenfinanceportal.env.go.jp/bond/slb_issuance_data/issuance_list.html (2022 年 9 月 9 日アクセス)
- ^{ix} 環境省、金融庁、経済産業省 (2020) 「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」
<https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210507001/20210507001-1.pdf> (2022 年 1 0 月 1 8 日アクセス)
- * 本項目の対象は、2021 年 1 月～2022 年 8 月末までとする。
- ^{xi} 金融庁 (2021) 「サステナブルファイナンス有識者会議報告書 持続可能な社会を支える金融システムの構築」
<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210618-2/01.pdf> (2022 年 2 月 14 日アクセス)
- ^{xii} 金融庁 (2022) 「「サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書」の公表について」
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20220713/01.pdf> (2022 年 8 月 25 日アクセス)
- ^{xiii} 金融庁 (2022) 「2022 事務年度金融行政方針 ～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～」
https://www.fsa.go.jp/news/r4/20220831/220831_allpages.pdf (2022 年 10 月 18 日アクセス)
- ^{xiv} 金融庁 (2021) 「『投資家と企業の対話ガイドライン』(改訂版)の確定について」
<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210611-1.html> (2022 年 2 月 14 日アクセス)
- ^{xv} 金融庁 (2021) 「金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(第 1 回)の開催について」
<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20210827.html> (2022 年 2 月 14 日アクセス)
- ^{xvi} 金融庁 (2022) 「金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の公表について」
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220613.html (2022 年 8 月 25 日アクセス)
- ^{xvii} 日本取引所グループ (2021) 「サステナブルファイナンス環境整備検討会」
<https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esg-investment/working-group/index.html> (2022 年 10 月 18 日アクセス)
- ^{xviii} 日本取引所グループ (2022) 「「サステナブルファイナンス環境整備検討会 中間報告書」の公表について」
<https://www.jpx.co.jp/news/0090/20220131-01.html> (2022 年 2 月 14 日アクセス)
- ^{xix} JPX (2022) 「サステナブルファイナンス環境整備検討会」<https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esg-investment/working-group/01.html> (2022 年 10 月 18 日アクセス)
- ^{xx} 金融庁、経産省、環境省 (2021) 「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」
<https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210507001/20210507001-1.pdf> (2022 年 2 月 14 日アクセス)
- ^{xxi} 経産省 (2021) 「クライメート・トランジション・ファイナンスのためのロードマップ策定に向けた検討会の設置及びモデル事業に係る事例の募集について」<https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210604003/20210604003.html> (2022 年 2 月 14 日アクセス)
- ^{xxii} 経産省 (2022) 「トランジション・ファイナンス」
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/transition_finance.html (2022 年 2 月 14 日アクセス)
- ^{xxiii} 経産省 (2021) 「梶山経済産業大臣が『アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ (AETI)』を新たに表明しました」https://www.meti.go.jp/english/press/2021/0528_002.html (2022 年 2 月 14 日アクセス)
- ^{xxiv} 環境省 (2021) 「グリーンから始めるインパクト評価ガイド」<http://www.env.go.jp/press/files/jp/115951.pdf> (2022 年 2 月 14 日アクセス)

xxv 環境省（2021）「持続可能な社会の形成に向けた ESG 地域金融の普及展開のための共通ビジョン」
<https://www.env.go.jp/policy/2-2commonvition.pdf>（2022年2月14日アクセス）

xxvi 環境省（2021）「ESG 地域金融実践ガイド 2.0」<https://www.env.go.jp/press/files/jp/115981.pdf>（2022年2月14日アクセス）

xxvii 金融庁（2021）「金融庁・GSG 国内諮問委員会共催インパクト投資に関する勉強会 第一フェーズの到達点と今後の課題」https://impactinvestment.jp/user/media/resources-pdf/Achievements_of_the_first_phase_and_future_tasks.pdf

xxviii 金融庁（2021）「『ソーシャルボンド検討会議』の設置について」<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210310-2.html>
（2022年2月14日アクセス）

xxix 金融庁（2021）「ソーシャルボンドガイドライン」<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>（2022年2月14日アクセス）

xxx 金融庁（2021）「『ソーシャルプロジェクトのインパクト指標等の検討に関する関係府省庁会議』の設置について」<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211214-2.html>（2022年2月14日アクセス）

xxxi 金融庁（2022）「ソーシャルボンドガイドライン 付属書 4 ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例」<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20220715/01.pdf>（2022年10月18日アクセス）

xxxii 金融庁（2022）「「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」（案）に対するパブリックコメントの結果等について」
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20220712/20220712.html>（2022年9月1日アクセス）

xxxiii 金融庁（2022）「サステナブルファイナンスの取組み」<https://www.fsa.go.jp/policy/sustainable-finance/index.html>（2022年10月18日アクセス）

xxxiv 環境省（2021）「グリーンファイナンスに関する検討会の開催について」<https://www.env.go.jp/press/110283.html>
（2022年2月14日アクセス）

xxxv 環境省（2022）「報道発表資料 「グリーンボンドガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022年版」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022年版」の公表について」
https://www.env.go.jp/press/press_00186.html（2022年9月1日アクセス）

xxxvi 日本銀行「気候連携ハブ（Climate Coordination Hub<CCH>）について」<https://www.boj.or.jp/about/climate/cch.pdf>
（2022年10月18日アクセス）

xxxvii 日本銀行（2021）「気候変動に関する日本銀行の取り組み方針について」
https://www.boj.or.jp/announcements/release_2021/rel210716b.htm/（2022年2月14日アクセス）

xxxviii 日本銀行（2021）「当面の金融政策運営について（2021年6月18日）」
https://www.boj.or.jp/mopo/mpmdeci/state_2021/k210618a.htm/

xxxix 「『気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション基本要領』の制定等について」
https://www.boj.or.jp/announcements/release_2021/rel210922a.pdf（2022年10月21日アクセス）

xl 日本銀行（2022）「令和3年度 業務概況書」
<https://www.boj.or.jp/about/activities/act/data/act22.pdf>（2022年10月21日アクセス）

xli 日本銀行（2022）「気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの実施結果」
https://www.boj.or.jp/announcements/release_2022/rel220720b.pdf（2022年10月21日アクセス）

xlii 日本銀行（2021）「気候変動対応オペにおける貸付対象先公募の結果について」
https://www.boj.or.jp/announcements/release_2021/rel211126c.pdf（2022年10月21日アクセス）

xliiii 日本銀行（2022）「気候変動対応オペにおける貸付対象先公募の結果について」
https://www.boj.or.jp/announcements/release_2022/rel220624d.pdf（2022年10月21日アクセス）

xliv 日本銀行（2022）「『気候関連リスクに係る共通シナリオに基づくシナリオ分析の試行的取組について』の公表」
https://www.boj.or.jp/announcements/release_2022/rel220826a.htm/
金融庁（2022）「『気候関連リスクに係る共通シナリオに基づくシナリオ分析の試行的取組について』の公表」
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20220826-2/20220826.html>

著者：清水規子（IGES）、森下麻衣子（IGES）、森尚樹（IGES）

データおよび編集支援：The Climate Bonds Initiative



© Climate Bonds Initiative, December 2022

Climate Bonds Initiative

Jamestown Wharf, 5th floor, 32 Jamestown Road
London NW1 7BY, United Kingdom

Tel: +44 (0) 7435 280 312

URL: <http://www.climatebonds.net>

Disclaimer: : 本報告書に含まれる情報は、いかなる形でも投資アドバイスを行うものではなく、Climate Bonds Initiative は投資アドバイザーではありません。金融機関、債券あるいは投資商品に言及している箇所は、情報提供のみをその目的としています。外部ウェブサイトへのリンクは情報提供のみを目的としています。Climate Bonds Initiative は、外部ウェブサイトのコンテンツに関して、いかなる責任も負いません。Climate Bonds Initiative は、いずれの債券または投資商品に関しても、その金融上の利点あるいは欠点について推薦、推奨、助言を行っておらず、本報告書のいずれの情報もそのような目的から使用することはできません。気候ボンド基準に基づく認証は、対象となる債券の資金使途について、そのグリーン事業に関連する側面のみを反映しています。従って、この認証は対象債券の信用度や、国内外の法律への準拠を反映するものではありません。投資に関するご判断はご自身で行ってください。Climate Bonds Initiative (CBI) は、本報告書あるいはその他 CBI が公開している文書に含まれる情報の全部または一部に基づき、個人もしくは組織が行う投資、または個人もしくは組織に代わって第三者が行う投資について、一切責任を負いません。



© 2022 Institute for Global Environmental Strategies.

IGES (Institute for Global Environmental Strategies)

2108-11, Kamiyamaguchi, Hayama, Kanagawa, 240-0115, Japan

Tel: +81-46-855-3709 Email: iges@iges.or.jp

URL: <http://www.iges.or.jp>

Disclaimer: 本レポートを出版するにあたり、客観性とバランスを保つためにあらゆる努力が払われているが、研究結果の公表やその翻訳は、IGES がその結論を承認または黙認していること、あるいはIGESの出資者が承認していることを意味するものではありません。IGES は、公共政策に関する問題については常に中立の立場を維持しています。従って、IGES の出版物で到達した結論は著者のものであり、スタッフメンバー、役員、理事、評議員、資金提供者、または IGES 自体に起因するものではないと理解されたい。